

令和6年3月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和6年3月26日（火） 午前10時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者

教育長	村田明彦
教育長職務代理者	奥野貞一
委員	多田謙司
委員	新熊和彦
委員	古山美穂
- ・説明者

教育監	堂山浩三
学校教育部長兼食育・給食課長	森井克則
生涯学習部長兼生涯学習課長 兼市民大学事務長	田中直明
学校教育部理事	黒木悟
学校教育課長	伊藤圭
文化財・世界遺産室長	南口修二
学校教育課課長補佐	江川仁
- ・事務局

教育政策課参事	大前満
教育政策課課長補佐	萬田正英
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 教育長月次報告
 - 日程第3 議案第53号
羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会の委員の任免
について

- 日程第4 議案第54号
羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備実施設計及び
施工業務の請負契約について
- 日程第5 議案第55号
令和6年度取組みの重点と指示事項「グローアップはびきの」
について
- 日程第6 議案第56号
羽曳野市立誉田中学校プール改修工事の請負契約を変更
する契約について
- 日程第7 議案第57号
羽曳野市立学校施設等LED照明器具の取得について
- 日程第8 議案第58号
教育財産（高鷲小学校の一部）の廃止について
- 日程第9 議案第59号
羽曳野市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の
制定について
- 日程第10 議案第60号
後援名義の使用許可について
- 日程第11 報告第21号
後援名義の使用許可について
- 日程第12 報告22号
羽曳野市教育委員会点検・評価報告書について

日程第 13 その他
・ 日程調整など

日程第 14 議案第 61 号
令和 6 年 4 月 1 日付人事異動について

開会：午前10時00分

[教育長 開会の挨拶]

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長において、古山委員を指名しました。

日程第2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 2月29日に、第3回教育改革審議会が行われました。
- (2) 3月5日に、校長会が行われました。
- (3) 3月7日に、教頭会が行われました。
- (4) 3月10日に、古市古墳群クリーン&ウォークが行われました。
- (5) 3月13日に、中学校・義務教育学校（後期課程）卒業式が行われました。
- (6) 3月15日に、小学校卒業式・義務教育学校（前期課程）修了式が行われました。

日程第3 議案第53号

羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会の委員の任免について

- 文化財・世界遺産室長より、資料に基づき、羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会の委員の任免について説明があり承認を求めました。

《文化財・世界遺産室長》

執行機関の附属機関であります「羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会」について、その構成委員より、議案書に記載のとおり委員を辞退したい旨の連絡がありました。このため、ご本人の意向をうけて当該委員の解嘱と後任の委嘱についてお伺いするものです。

なお、当該委員については、解嘱日を令和6年3月31日付としまして、後任については、「羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会規則」に基づき、令和6年4月1日から令和6年10月31日までとします。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 議案第54号

羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備実施設計及び
施工業務の請負契約について

- 食育・給食課長より、資料に基づき、羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備実施設計及び施工業務の請負契約について説明があり承認を求めました。

《食育・給食課長》

羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備実施設計及び施工業務の請負契約の締結について、市議会に議案を提出するため本委員会議の議決を求めるものです。

内容といたしましては、羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備実施設計及び施工業務です。請負金額は、4,615,677,000円で、契約方法は、プロポーザル方式による随意契約となっています。

受注者は、株式会社ナカノフード建設大阪支社。工期は、議決の翌日から令和8年1月30日までとなっています。

添付書類といたしまして、位置図、それぞれの平面図、最後に公募型プロポーザルにおける審査結果を添付しています。

よろしく願いいたします。

《教育長》

いよいよ業者が決まります。

《食育・給食課長》

この会社を中心に厨房機器の会社と設計の会社3社がチームを組んで進めていきます。代表企業は、この会社になります。給食センターの実績も持っています。

【採 決】 全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第5 議案第55号

令和6年度取組みの重点と指示事項「グローアップはびきの」
について

- 学校教育課長より、資料に基づき、令和6年度取組みの重点と指示事項「グローアップはびきの」について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長》

大阪府が作成している市町村教育委員会に対する指導・助言事項があり、それを踏まえて来年度に向け、グローアップはびきの令和6年度版をまとめましたので、その承認を得るものです。

ここからは、担当から説明させていただきます。

《学校教育課課長補佐》

本日は、お時間を取っていただきありがとうございます。また事前にいただいた「令和6年度のグローアップはびきの」について、ご教示ありがとうございました。

それで、資料をご用意しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

この「グローアップはびきの」は、年度当初に取組みの重点と指示事項としまして、教育委員会がすべての幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の校長に示すものとなっています。

本日は、事務局で考えました案をお示しいたします。大阪府教育庁からの指示事項をベースにしまして、国や府の動向や流れを照らし合わせ、羽曳野市としての方向性として作成しております。

今回は、レイアウトを大幅に変更し、昨年度の内容を見直しております。章立てや構成などレイアウトを変更することで、重点事項を見出し化し視覚的にわかりやすくすることを意識しております。また、章立てについて、昨年度は、全5章となっておりましたが、今年度は、全6章に再編成いたしました。変更点としては、昨年度の第4章にあたる「豊かな心と健やかな体を育む学校園づくり」を今年度は、2つの章に分けまして、第4章に「豊かな心をはぐくむ学校園づくり」第5章に「健やかな体をはぐくむ学校園づくり」という風に再編成しております。

内容について、順に変更点等をご説明します。

まず、巻頭ページにつきましては、教育長のメッセージになっております。3ページ目には、これまでも大事にしてきました羽曳野市の教育理念、そして、共有ビジョンについてまとめて記載しております。

4ページ目の第1章では、(2)虐待の早期発見・未然防止のところに危機管理マニュアルについて再確認すること。また、虐待の早期発見・未然防止に向けた取り組みや対応について、より丁寧に記載しております。

第2章におきましては、学校運営協議会の設置とさらなる充実のところから、来年度から取組みを前進させてまいりますコミュニティースクールのことについて新たに記載しています。また、6ページ目には、チーム担任制について記載しています。

第3章におきましては、体罰、ハラスメントの防止について、より一層取り組むことを強調しています。

第4章におきましては、生徒指導体制の充実の項目を大きく充実させています。また、いじめ・不登校・暴力行為をそれぞれ小見出し化してありまして、それ

ぞれの取組みについて整理しています。

11ページでは、支援教育と多文化共生教育についても整理し直しております。第5章では、中学校全員給食の実施及び今年度発生した熱中症の事案を踏まえて、熱中症の予防について新たに記載しております。

第6章では、特に図書館教育について、以前のアクションプランに掲載していた学校図書館の機能について内容を整理し、再掲載しております。

資料の冊子の最終に、各学校園における具体的な取組み指標を載せております。昨年度からの変更点としましては、上から3つ目の児童生徒の不読率の減少、また、下から4番目の不登校の未然防止等についての項目を新設した他、補足ポイントや達成目標の見直しを行いました。

以上が来年度のグローアップはびきのの変更点でございます。

また、令和5年度の取組み状況につきましては、年間通して何度か学校訪問し、校長からのヒアリングを通して把握するほか、各担当者をあつめての研修、連絡会、結果報告を受けるなどして把握しています。現在学校に対して一年間を振り返り、その報告を求めているところです。

本日の説明は以上です。

これまでの時点で、何かご意見やご感想、ご質問等がございますでしょうか。

《古山委員》

ものすごく分かりやすく良いと思います。

小見出しも青色部分をたどれば良いので。

【採 決】 全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第6 議案第56号

羽曳野市立誉田中学校プール改修工事の請負契約を変更する 契約について

●教育政策課参事より、資料に基づき、羽曳野市立誉田中学校プール改修工事の請負契約を変更する契約について説明があり承認を求めました。

《教育政策課参事》

羽曳野市立誉田中学校プール改修工事の請負契約を変更する契約についてご説明いたします。

本件、羽曳野市立誉田中学校プール改修工事請負契約の締結は、令和5年9月議会で承認を受けております。しかし、工事を進める中、実施設計時には想定できなかった地中埋設物の発掘などにより、工期を2カ月延長することとなり変更契約を行うこととなります。

このため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会に議案を提出す

るため、委員会議の議決を求めるものです。

変更契約の内容としましては、工期を令和5年9月1日から令和6年3月29日までを令和5年9月1日から令和6年5月31日に変更するものです。

なお、工期が年度をまたぐこととなりますが、3月12日の議会にて予算の繰越明許を議決いただいております、予算の裏付けはできております。

契約名および請負金額、受注者は記載のとおりです。

請負金額には、変更はございません。また、プール授業には、間に合う予定となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。

《多田委員》

工期の延長は、業者さんの問題ですか。

《教育政策課参事》

工事を進める中で、プールを解体するのに基礎部分を取り除いていたところ、コンクリートの塊が結構出てきまして、おそらく昔の校舎の基礎部分ではないかと思われまます。要因は他にも、能登半島沖の地震で職人が石川県へ行っていることも一つの要因です。

《多田委員》

ペナルティはありますか。

《教育政策課参事》

業者には、ありません。

【採 決】 全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第7 議案第57号

羽曳野市立学校施設等 LED 照明器具の取得について

- 教育政策課参事より、資料に基づき、羽曳野市立学校施設等 LED 照明器具の取得について説明があり承認を求めました。

《教育政策課参事》

羽曳野市立学校施設等 LED 照明器具の取得についてご説明いたします。

本件は、菅田中学校を除く、既存の市立学校18校の一部の教室をLED照明器具に更新するにあたり、取得財産の予定価格が20,000,000円以上となるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により市議会に議案を提出するため、委員会議の議決を求めるものです。

取得目的は、照明器具の更新です。取得する財産は、LED照明装置です。

納品期間は、令和7年3月31日までとなっています。

納品場所は、普通教室・留守家庭児童室・職員室・保健室・外灯など照明器具をよく使う場所の更新となっています。

なお、本業務は、取替設置台数や学校の対応可能な時期を勘案し、令和6年度中に業務が完了できるよう18校を3つのグループに分けて、市内業者による指名競争入札を実施しました。

このため、ご承認いただく案件は3件となります。

1件目は、羽曳野市立古市小学校外6校学校施設LED照明器具購入です。

契約金額は、14,520,000円、更新台数は、1,425台となります。

受注者は、株式会社 浅井電気 羽曳野営業所です。

2件名は、羽曳野市立高鷲小学校外5校学校施設LED照明器具購入です。

契約金額は、15,950,000円、更新台数は1,512台となります。

受注者は、株式会社 フジ・テクノス 羽曳野営業所です。

3件名は、羽曳野市立高鷲中学校外4校学校施設LED照明器具購入です。

契約金額は、16,500,000円、更新台数は、1,538台となります。

受注者は、株式会社 浅井電気 羽曳野営業所です。

説明は以上です。ご審議くださいますようお願いいたします。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第8 議案第58号

教育財産（高鷲小学校の一部）の廃止について

●教育政策課参事より、資料に基づき、教育財産（高鷲小学校の一部）の廃止について説明があり承認を求めました。

《教育政策課参事》

教育財産（高鷲小学校の一部）の廃止についてご説明いたします。

本件、羽曳野市立高鷲小学校の一部廃止につきましては、学校敷地の南側にある市道恵我之荘島泉線の道路拡幅事業に伴いまして、学校のコンクリートブロック塀の撤去と合わせて行った事業です。今年度、拡幅工事が完了したことにより、学校用地の一部を道路公園課へ所管替えるものです。

道路幅は約1m拡幅され、歩道に整備されたことにより、児童及び歩行者の安全性が向上いたしました。

廃止の内容としましては、学校敷地10,485㎡のうち、議案書に記載しております3筆の合計249.73㎡を廃止いたします。

本議案のご承認をいただきましたら、速やかに道路公園課へ引継ぎ、管財用地課へ報告します。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくようお願いいたします。

《教育長》

雑草とかが生えていた畑の部分ですね。

《教育政策課参事》

そうです。添付資料を見ていただくとよくわかると思います。

古いブロック塀があり、学校側のほうに倒れていました。ブロック塀の撤去工事と道路拡幅工事を合わせて行いました。元々の道路から歩道部分が拡幅されたところですよ。

ブロック塀もなくなり下の土留めも解消され、安全性はものすごく向上しました。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第9 議案第59号

羽曳野市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定 について

●教育政策課課長補佐より、資料に基づき、羽曳野市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について説明があり承認を求めました。

《教育政策課課長補佐》

羽曳野市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定についてご説明します。

本件は、正規職員及び会計年度任用職員が健康確保及び疲労蓄積防止、公務能率の一層の向上と仕事と妊娠、育児及び介護との両立支援のため、多様で柔軟な働き方の一つとして、新たに早出遅出勤務が実施されることに伴い、その決裁規程について所要の改正を行うものです。

施行日は、令和6年4月1日です。

添付しております羽曳野市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程及び羽曳野市教育委員会事務決裁規程新旧対照表に改正内容を記載しておりますので、ご参照ください。

なお、早出遅出勤務の対象となるには、業務上の理由による場合、勤務間インターバル時間を確保するため、妊娠、育児、介護のためと要件設定があります。

また、設定時間も午前6時から午後10時までの範囲となっています。

説明は以上となります。ご審議くださいますようお願いいたします。

《教育長》

分かりやすいような分かりにくいような。

《教育政策課課長補佐》

現在の勤務時間は、基本が午前9時から午後5時30分です。休憩時間を含んでいます。例えば、午前7時から勤務が必要な業務であれば、終了時間が午後3時30分になります。もちろん継続した勤務でなければなりません。

このように勤務時間の開始を午前6時から、終了を午後10時までの範囲で設定することができます。

また、勤務インターバルは、勤務と勤務の間に11時間の休養を挟みます。午後10時まで勤務すれば、翌日の勤務の開始は、午前9時以降となります。勤務インターバルが取れない場合は、人事課へ理由書の提出が必要となります。

《古山委員》

この制度は、教育委員会だけが対象になる制度ですか。

《教育政策課課長補佐》

市役所全体の制度です。

《多田委員》

学校の先生は、対象外ですよね。

《教育政策課課長補佐》

対象外です。学校の先生は、大阪府採用なので適用されません。

【採 決】 全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第10 議案第60号

後援名義の使用許可について

●教育政策課課長補佐より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明があり承認を求めました。

《教育政策課課長補佐》

後援名義の新規申請事業についてご説明いたします。資料をご覧ください。

新規団体名は「一般社団法人 理数教育研究所」、事業名は「塩野直道記念第12回算数・数学の自由研究作品コンクール」です。

事業実施日は令和6年4月1日から令和6年12月15日です。

事業内容としましては、児童・生徒が日常生活や学校生活での学習などから興味を持った事象をレポートにまとめ、小学校低学年、小学校高学年、中学校、高等学校の4部門に分けて作品を募集し、審査を経て入賞作品の選定・表彰を行います。

これからの社会に不可欠な能力である日常の学習や事象の中から自ら課題を発

見し、その解決方法を体験や既習の中から探しだす能力やレポートに記述してまとめる能力を涵養し、算数・数学のよさを喚起することを目的とするものです。

応募のしおり「小学校用」と「中学校・高等学校用」を添付しています。ご参照の上、ご審議をお願いいたします。

《教育長》

このコンクールには、国立や私学の参加は、結構あるみたいです。公立の参加が少ないみたいです。公立の参加を増やしたい思いは持っていました。調べる作品コンクールの作品でここへ出せるようなものもあります。夏休みは、宿題とかもあり時間がとれるかなとは思いますが。ただ、個人で参加する子どももいるかもしれません。

【採 決】全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 11 報告第 21 号

後援名義の使用許可について

●教育政策課課長補佐より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《教育政策課課長補佐》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

前回の教育委員会議以降に教育長が、専決処分を行ったもの 9 件の報告になります。

1 件目は、専決日は 2 月 29 日、団体名は「有限会社 人形劇団クラルテ」、事業名は「人形劇団クラルテこどもの劇場 11 ぴきのねことぶた」です。

2 件目は、専決日は 3 月 1 日、団体名は「羽曳野市スポーツ少年団 羽曳野市少年軟式野球連盟」、事業名は「令和 6 年度羽曳野市軟式野球スポーツ少年団第 46 回羽曳野市長杯大会」です。

3 件目は、専決日は 3 月 4 日、団体名は「一般社団法人 ママと子どもの子育てラボ」、事業名は「キッズマネースクール おみせやさんごっこ～はたらくってな～」です。

4 件目は、専決日は 3 月 4 日、団体名は「特定非営利活動法人 はみんぐ南河内」、事業名は「オナカマ食べようプロジェクト・フードパントリー」です。

5 件目は、専決日は 3 月 8 日、団体名は「文化書道 大和書友会」、事業名は「第 4 回文化書道大和書友会書道展」です。

6 件目は、専決日は 3 月 12 日、団体名は「羽曳野市民ウインドオーケストラ」、事業名は「羽曳野市民ウインドオーケストラ ティータイムコンサート第 42 回

定期演奏会」です。

7件目は、専決日は3月25日、団体名は「一般社団法人 障がい児成長支援協会」、事業名は「第5回保護者のための特別支援教育講演会」です。

8件目は、専決日は3月25日、団体名は「第47回はびきの市民フェスティバル白鳥伝説「はびきの祭」実行委員会」、事業名は「第47回はびきの市民フェスティバル白鳥伝説「はびきの祭」」です。

9件目は、専決日は3月25日、団体名は「書道研究会 由源社」、事業名は「第47回由源全国書道展」です。

報告は以上です。

日程第12 報告第22号

羽曳野市教育委員会点検・評価報告書について

- 教育政策課課長補佐より、資料に基づき、羽曳野市教育委員会点検・評価報告書について説明と報告がありました。

《教育政策課課長補佐》

お手元にお配りしています、羽曳野市教育委員会点検・評価報告書について、ご説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規程により、教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとなっています。

この報告書は、この法律の趣旨に則し、令和4年度の実施した事務事業について、教育委員会事務の自己点検・評価を実施しまとめたものです。

今年度は、各所属におきまして事業の進捗状況などを取りまとめ、令和5年11月1日に羽曳野市教育委員会評価委員会を開催し、教育に関し学識経験を有する3名の評価委員からご審議いただき、意見をいただきました。

当日の委員からのご意見は、報告書の126ページから128ページに記載しています。

今年度は、不登校児童生徒適用指導事業や教育相談事業、文化財の魅力発信事業など他にも多数、貴重なご意見をいただきました。

お時間のある時にご覧いただければと思います。

本日以降において、議会に報告書を配布させていただき、その後市ホームページにおいても公開させていただく予定です。

説明は以上です。

日程第 13 その他

- (1) 食育・給食課主幹より、中学校給食全員喫食に向けた基本的な考え方について報告がありました。
- (2) 食育・給食課主幹より、食物アレルギー対応検討委員会の設置要綱について説明がありました。
- (3) 学校教育課長より、入学式について説明がありました。
- (4) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

日程第 14 議案第 61 号

令和 6 年 4 月 1 日付人事異動について

●教育政策課長補佐より、令和 6 年 4 月 1 日付人事異動について説明があり、承認を求めました。

《教育政策課課長補佐》

令和 6 年 4 月 1 日付け人事異動について、ご説明させていただきます。

令和 6 年 4 月 1 日付け人事異動について、教育委員会事務局職員中 課長相当職以上の職にあたる職員の任免について、承認を得るものです。

生涯学習室部次世代育成課長の寺元課長が会計管理者兼出納室長として、生涯学習部生涯学習課陵南の森公民館長の榊井参事が都市魅力部経済労働課長となります。

また、私、萬田も総務部管財用地課長として異動し、この 3 月末に役職定年の森井学校教育部長は市民人権部人権推進課へ、堂山教育監は議会事務局となります。

学校教育課学校教育課の井上参事が峰塚中学校教頭として、村尾参事がはびきの埴生学園（前期課程）教頭として着任されます。

また、学校教育部長に総務部管財用地課より藤田部長が、学校教育課食育・給食課長に総務部財政課より中野課長が、生涯学習部生涯学習課陵南の森公民館長として義永参事が都市魅力部農とみどり推進課から、また、生涯学習部次世代育成課青少年児童センター館長に笹野参事が総務部管財用地課より着任されます。

学校教育課学校教育課の指導主事として、古市小学校種村教頭が学校教育課参事に、菅田中学校松山教諭が学校教育課課長補佐となります。

最後に教育委員会内での異動です。

田中生涯学習部長が教育監兼生涯学習部長に、生涯学習部生涯学習課長兼市民大学事務長として中原課長、生涯学習部次世代育成課長として竹中課長となります。

説明は以上となります。

教育長より次回の4月定例教育委員会議を、4月10日（水）に予定すること通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午前11時40分